

平成29年度

# 下野市学校教育計画



平成29年3月

下野市教育委員会

# 目次

## 概要

I	下野市学校教育計画策定の趣旨	1
II	計画の位置づけ	1
III	計画の期間	2
IV	下野市学校教育計画全体構想図	3

## 下野市学校教育計画

I	下野市学校教育目標	4
II	基底理念に基づく基本方針	4
III	努力目標・努力点	
	基底理念 ◎高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開	6
1	『学ぶ力』を育む学習指導の推進	7
2	『豊かな心』を育む教育の推進	8
3	『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進	9
4	一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	11
5	一人一人を大切にす人権教育の推進	12
6	自分の生き方を考えるキャリア教育の推進	13
7	心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進	14
8	家庭と地域の教育力を向上させる取組の推進	15
9	思いやりの心を育み、潤いと安らぎのある学校を目指した小中一貫教育の推進	16
10	情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進	17

# I 下野市学校教育計画策定の趣旨

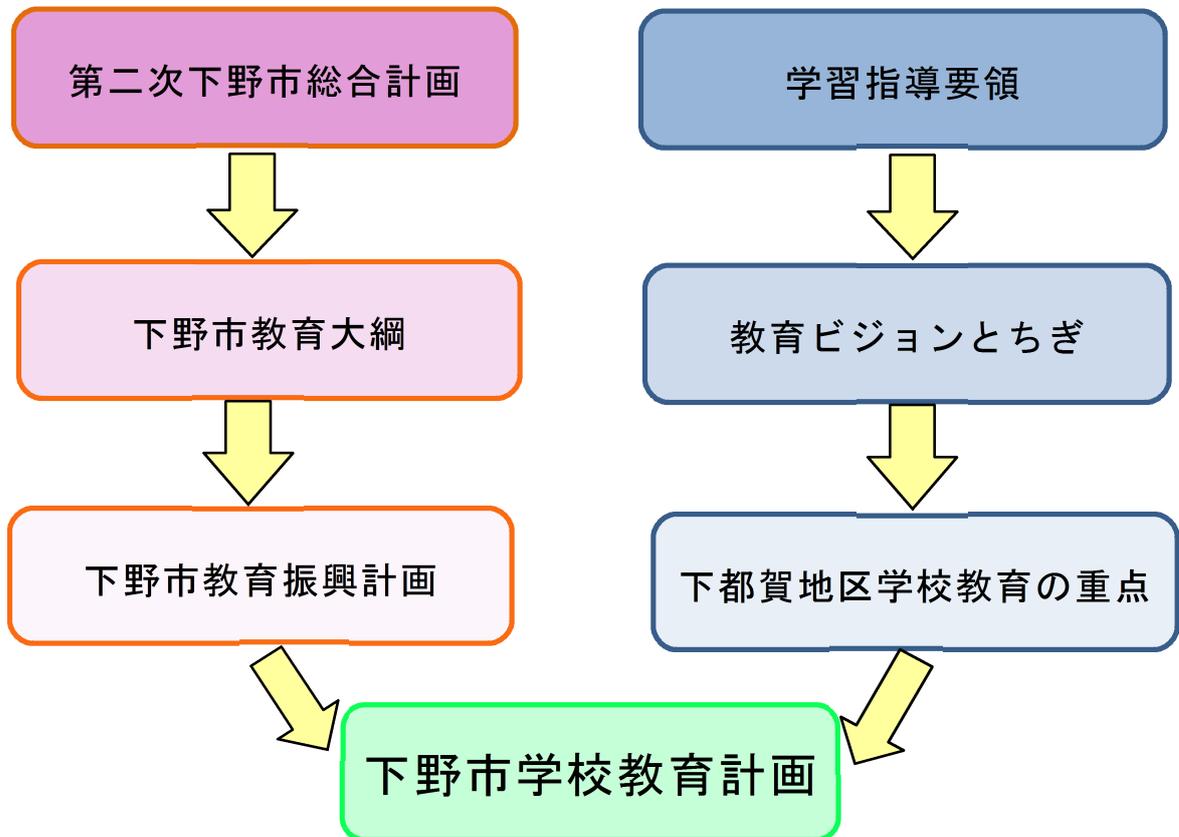
平成28年度に下野市行政の今後10年を見通した「第二次下野市総合計画」が策定されました。

これを受け、下野市教育委員会では、「下野市教育大綱（平成28年度～平成32年度）」並びに、本市教育行政の基本的な方向性を示す「下野市教育振興計画（平成28年度～平成32年度）」を策定し、中・長期的な展望をもち教育の振興を図っております。

「下野市学校教育計画」（以下本計画とする）は、学習指導要領の趣旨及び内容を確実に実践し、創意ある教育活動を展開することを目的としており、「栃木県教育振興基本計画2020（教育ビジョンとちぎ：平成28年度～平成32年度）」や、毎年度策定される「下都賀地区学校教育の重点」の基本的な考え方を受け、計画期間を1年として策定しているものです。

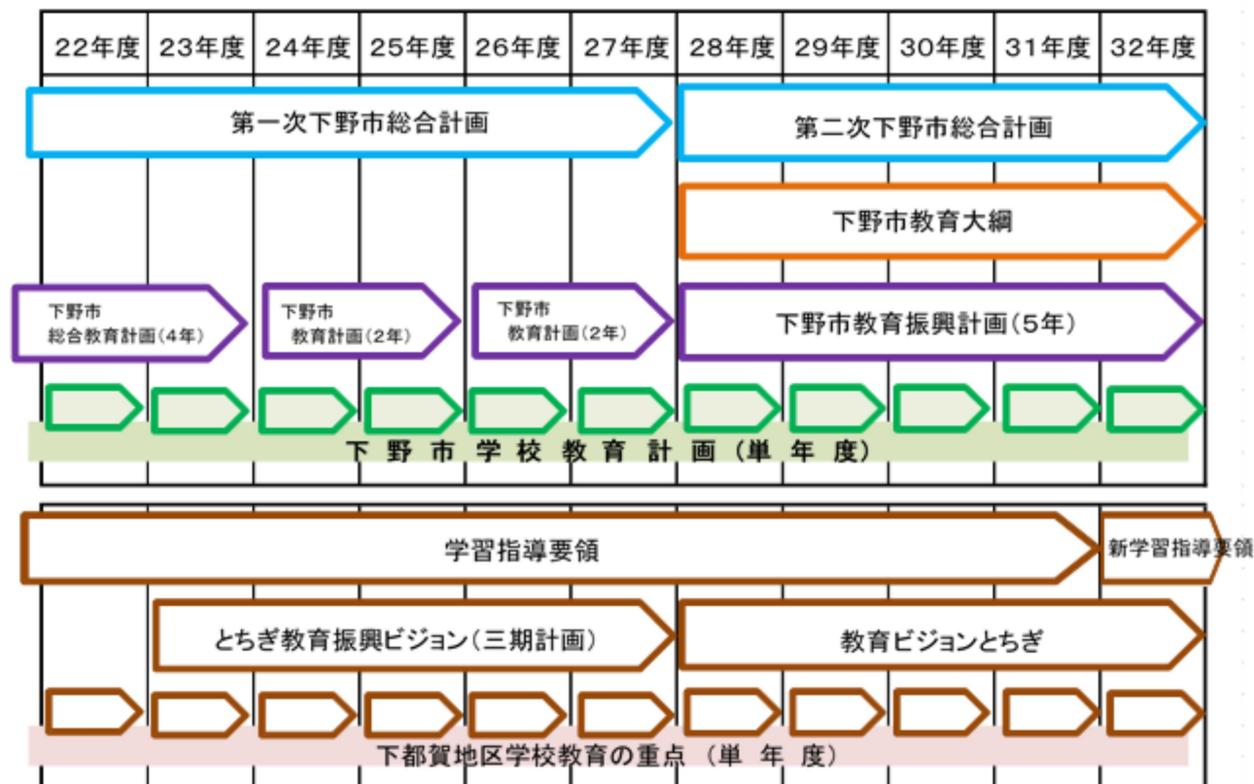
本計画では、ファミリエ下野市民運動で提唱する『当たり前のことを、当たり前にする』をスローガンとし、知（学ぶ力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のバランスの取れた児童生徒の育成とさらなる教育の質の向上を目指します。また、子どもたちが社会の一員として地域と触れ合い、ともに成長していく実践活動を推進します。

## II 計画の位置づけ



### Ⅲ 計画の期間

「下野市学校教育計画」は、単年度計画とし、社会情勢の変化や国・県等の施策の動向を踏まえ、毎年度計画を策定します。



## IV 下野市学校教育計画全体構想図

平成29年度は小中一貫教育をさらに推進し、児童生徒の学力向上を目指し、教職員の資質向上はもとより、各学校において特色ある学校づくりを着実に進めます。

下野市学校教育目標	
1	自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。(知)
2	豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。(徳)
3	自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。(体)(高い人権意識)
4	勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のために尽くそうとする子どもを育てる。(勤労奉仕の精神)(他への貢献)
5	郷土の文化と伝統・自然に誇りをもち、自信をもって(国際)社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。(郷土愛)(異文化理解)

### スローガン

「当たり前のことを、当たり前にする！」

### 基底理念

#### ◎高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開

- (1) 創意ある学校経営の推進
- (2) 地域社会に根ざした学校経営の推進
- (3) 教職員の資質の向上

### 基本方針

#### 重点

- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 1 『学ぶ力』を育む学習指導の推進          | 2 『豊かな心』を育む教育の推進 |
| (1) 学びを保障する授業づくり           | (1) 道徳教育の充実      |
| (2) 指導と評価の一体化              | (2) 読書活動の推進      |
| (3) 自律的な学習習慣の確立            | (3) 体験活動の充実      |
| (4) 英語教育を含めた国際教育の推進        |                  |
| 3 『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進  |                  |
| (1) 体力向上を図る指導の充実           |                  |
| (2) 健康・安全教育の推進             |                  |
| (3) 望ましい食生活・食習慣形成のための食育の推進 |                  |

4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

5 一人一人を大切にする人権教育の推進

6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進

7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進

8 家庭と地域の教育力を向上させる取組の推進

9 思いやりの心を育み、潤いと安らぎのある学校を目指した小中一貫教育の推進

10 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進

# 下野市学校教育計画

## I 下野市学校教育目標

下野市の学校教育は、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成するために、教職員のさらなる資質向上に努め、児童生徒の『学ぶ力』と、『豊かな心』、『健やかな体』の育成に努める。

- 1 自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。(知)  
→ 基本方針1、4、10
- 2 豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。(徳)  
→ 基本方針2、7
- 3 自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。(体)(高い人権意識)  
→ 基本方針3、5、7
- 4 勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のために尽くそうとする子どもを育てる。(勤労奉仕の精神)(他への貢献)  
→ 基本方針6、9
- 5 郷土の文化と伝統・自然に誇りを持ち、自信をもって(国際)社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。(郷土愛)(異文化理解)  
→ 基本方針8、9

## II 基底理念に基づく基本方針

学習指導要領の趣旨及び内容を確実に実施し、創意ある教育活動を展開する。

個々の教職員の創意と自発的な取組の姿勢を基調として、『生きる力』の涵養のため『学ぶ力』の育成と『心の教育』の充実及び『健やかな体』の育成を目指して、基底理念に基づく10項目の基本方針のうち1・2・3を重点とし、全校協働体制で目標の達成を図る。

### 基底理念

◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開

- (1) 創意ある学校経営の推進
- (2) 地域とともにある学校経営の推進
- (3) 教職員の資質向上

### 1 『学ぶ力』を育む学習指導の推進

- (1) 学びを保障する授業づくり
- (2) 指導と評価の一体化
- (3) 自律的な学習習慣の確立
- (4) 英語教育を含めた国際教育の推進

### 2 『豊かな心』を育む教育の推進

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 読書活動の推進
- (3) 体験活動の充実

### **3 『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進**

- (1) 体力向上を図る指導の充実
- (2) 健康・安全教育の推進
- (3) 望ましい食生活・食習慣形成のための食育の推進

### **4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進**

- (1) 通常の学級における特別支援教育の充実
- (2) 特別支援学級、通級指導教室の指導の充実
- (3) 早期からの一貫した就学支援の充実

### **5 一人一人を大切にすると人権教育の推進**

- (1) 教職員の人権に関わる資質・能力の向上
- (2) 全教育活動を通じた人権教育の推進

### **6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進**

- (1) 特別活動におけるキャリア教育の充実
- (2) 総合的な学習の時間におけるキャリア教育の充実
- (3) 9年間を見通したキャリア教育・進路指導の充実

### **7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進**

- (1) 全教育活動を通じた児童・生徒指導の推進
- (2) 全校体制による組織的な指導
- (3) 問題行動等に対する的確で迅速な対応
- (4) 学校・家庭・地域が一体となった指導

### **8 家庭と地域の教育力を向上させる取組の推進**

- (1) ふるさと学習の推進
- (2) 家庭教育の推進

### **9 思いやりの心を育み、潤いと安らぎのある学校を目指した小中一貫教育の推進**

- (1) 9年間を見通した教育活動の推進
- (2) 家庭・地域との連携

### **10 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進**

- (1) 情報活用能力の育成
- (2) ICTの活用
- (3) 校務の情報化推進

### Ⅲ 努力目標・具体策

※ □囲みは今年度の評価項目とする。

◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 創意ある学 校経営の推 進	① 全職員が学校運営への参画意識をもち、共通理解の上で、教育活動を展開する。	ア 校長は、高い教育理念と明確な方針をもち、リーダーシップを発揮して、学校や地域の実態を踏まえた学校経営を推進する。 イ 管理職は、教職員一人一人の意見を反映させる工夫を行い、自校の学校教育目標の具現化を図る。
	② 「特色ある学校」づくりを進める。	ア 全職員が地域や学校の実態に応じて、学習指導要領の趣旨やねらい、内容を具体化した「本校ならではの」教育課程を編成・実施する。 イ 全職員が9年間を見通した各種教育計画や各教科等年間指導計画の工夫・改善を図る。
	③ 教職員の特性を生かした組織運営を推進する。	ア 管理職は、校務分掌における教職員の適正な配置に努める。 イ 教職員は信頼し合い、認め合い、同僚性を高める。
(2) 地域とともにある学校経営の推進	① 地域の信頼に応える学校づくりを進める。	ア 積極的に学校の教育活動を公開し、保護者・地域住民の理解と協力を得る。 イ ホームページ、学校だより、一斉メール等を活用し、保護者・地域への情報発信に努める。 ウ 学校運営協議会導入に向けた準備を進める。
	② 地域の教育力を生かした学校づくりを進める。	ア 地域の人材や教育資源を有効に活用した交流活動や体験活動、学習活動（「ふれあい学習」）を積極的に推進する。 イ 登下校の見守り体制など、家庭・地域の人々とともに、児童生徒が安心して学校生活を送れるように努める。
(3) 教職員の資 質の向上	① 教職員の人権意識、規範意識の高揚を図る。	ア 体罰やいじめ等が、児童生徒の人権を侵害する行為であることを強く認識するため、定期的に人権に関する研修を行う。 イ 規範意識を高め、教育公務員としての職責の重さを強く自覚し、信頼される教職員を目指す。
	② 現職教育の充実を図る。	ア 教職員の資質や指導力の向上を図るために、組織的、計画的な研修体制をつくる。 イ 要請訪問やS&Uコラボ事業（下野市教育委員会と宇都宮大学教育学部との連携研修事業）等を活用して、学校課題等に関する研修を系統的に実施する。
	③ 研究と修養に努め指導力の向上を図る。	ア 教職員一人一人が課題意識をもち、各種研修会に参加するなど自己研鑽に努める。

1 『学ぶ力』を育む学習指導の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 学びを保証する授業づくり	① 学ぶ意欲を高め、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。	ア 授業の目標(めあて・ねらい)を明確にして、子どもたちの学習意欲を高める表現や提示の仕方を工夫する。 イ 体験的な学習や知識・技能を活用した問題解決的な学習を計画的、系統的に年間指導計画に位置付け、指導の充実に努める。 ウ 本時の学習を振り返る活動を単位時間ごとに行い、学びの手応えを実感できるようにさせる。 エ 教材・教具の工夫やICT機器の活用、学習形態の工夫に努める。
	② 基礎・基本の確実な習得と、活用する力の育成を図る。	ア 基礎的、基本的な学習内容の定着を図るための補足的な学習等、個に応じた指導の充実に努める。 イ 各教科等の特性に合わせた言語活動の充実に努め、子ども同士の学び合いを通して、一人一人の思考を広げたり、深めたりする授業づくりに努める。
	③ 校内研修の充実	ア 目指す児童生徒像をもとに成果や課題を全職員で共有し、研修内容の重点化・焦点化を図るとともに、研修のPDCAサイクルを構築する。 イ 各種学力調査の結果をもとに、全職員で現状と課題を共有し、各校における学力向上改善プランを実施する。
(2) 指導と評価の一体化	① 授業改善に生かすための評価を行う。	ア 評価規準をもとに、ねらいの実現状況を適切に評価し、個に応じた支援を充実させる。
	② 妥当性、信頼性の高い評価を行う。	ア 全校体制で評価計画(評価規準、場面、方法)の改善・充実に努める。
(3) 自律的な学習習慣の確立	○ 児童生徒の学習習慣の確立を図る。	ア 学習に関する情報を保護者へ積極的に発信し、家庭との協力体制を確立する。 イ 「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭での学習方法を指導する。 ウ 授業内容と関連のある家庭学習ができるよう、宿題等の出し方を見直す。
(4) 英語教育を含めた国際教育の推進  ※国際教育では、理解だけでなく、主体性や発信力を重視する。	① コミュニケーションを図ろうとする意欲や態度の育成に向けた英語教育の充実を図る。	ア 児童生徒の興味・関心を高める言語活動を充実させ、英語で理解したり表現したりする力を育成する。 イ 「英語を用いて何ができるようになるか」という視点を重視する。特に中学校では学習到達目標をもとにした授業改善に努める。
	② グローバル化に対応した国際教育の充実を図る。	ア 自国の文化・伝統を理解するとともに、異文化を理解し尊重する態度の育成に努める。 イ 人との関わりを通して、互いを認め合い、自分の意見や考えを発信することのできる児童生徒の育成に努める。

2 『豊かな心』を育む教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 道徳教育の 充実	① 教育活動全体を通じて 行う道徳教育の充実を図 る。	ア 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、 道徳教育の重点目標を明確にし、内容項目の重 点化を図った指導に努める。 イ 別葉を活用し、各教科等の目標と道徳教育と の関連を図った指導に努める。 ウ 「ファミリエ下野市民運動」を推進し、当た り前のことを当たり前に行うことを通して規範 意識や倫理観を育む。 エ 道徳教育の取組を、学校だよりやHP等を通 して発信し、家庭や地域の理解・協力を得るよ う努める。
	② 道徳教育の要として の、道徳の時間の充実を 図る。	ア 授業時数を確実に確保し、他の教育活動との 関連を明確にした上で、9年間を見通した計画的 、発展的な指導に努める。 イ 「子どもたちにどのような心を育てるのか」 という本時のねらいを明確にし、「道徳的価値 の自覚」を深めるための手立てを講じ、授業の 質の向上に努める。
(2) 読書活動の 推進	① 学校図書館の整備・充 実を図る。	ア 司書教諭等を中心に全職員が協力して読書環 境の整備、学校図書館の活性化に努める。 イ 市の図書館との連携・協力を密にする。 ウ 図書システム活用による貸出・返却作業や蔵 書確認を、正確かつ効率的に行えるよう担当教 員と図書支援員が連携した体制をつくる。
	② 読書意欲をもたせ、読 書の習慣の形成を図る。	ア 学校での一斉読書活動の時間を定期的に日課 に位置付け、読書の習慣化に努める。 イ 教員や地域ボランティアなどの読み聞かせや、 委員会活動の充実などにより、本に親しませ、 読書の楽しさを体験させる。 ウ 家族で読んだ本について話し合ったり、好き な本を紹介し合ったりする「家読（うちどく）」 を奨励する。
(3) 体験活動の 充実	○ 体験活動の機会の確保 と充実を図る。	ア 地域の方々との交流、自然体験活動、職場体 験活動、奉仕活動などを、意図的、計画的に実 施する。 イ 異年齢との交流活動を通して、自己有用感を 高めるとともに社会性を育む。

3 『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 体力向上を 図る指導の 充実	① 教科体育では、発達段階に応じて指導内容の重点化を図る。	ア 単位時間ごとの身に付けさせたい力を明確にし、「わかる楽しさ」、「できる喜び」を実感させるとともに、運動量を確保した授業の実践に努める。 イ 『児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査』のデータを基に、体づくり運動の内容を工夫し、体の基本的な動きを身に付けさせる指導に努める。
	② 教育活動全体を通して生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成を図る。	ア 体力づくりの大切さやスポーツの楽しさを実感できる指導の工夫に努める。 イ クラブ・部活動においては、児童生徒の円滑な人間関係を構築し、事故・けが等の予防を徹底するとともに、人権に配慮したきめ細やかな指導に努める。 ウ 地域の人材や施設、行事を効果的に活用するよう努める。
(2) 健康・安全 教育の推進	① 健康や安全について理解を深め、生涯にわたって主体的に健康で安全な生活を送ろうとする態度の育成を図る。	ア 危機管理マニュアルを活用した、児童生徒の避難方法や保護者への連絡や引き渡し等、家庭との連携を図りながら実効性のある訓練を計画的に実施する。 イ 「学校保健計画」に基づき児童生徒の健康状態を把握し、学校保健委員会での話題を積極的に発信するなどして、家庭や地域との連携を図る。 ウ 「学校安全計画」に基づき計画的、系統的に安全教育を実施し、「自分の命は自分で守る」意識を高める。特に「しもつけ子ども交通安全カード」を活用し、安全に行動しようとする態度の育成に努める。
	② 性教育、薬物乱用防止教育の系統的、計画的な推進を図る。	ア 心身の機能の発達について理解を深め、互いを尊重する態度や行動がとれるよう、発達の段階に応じて学校全体で系統的に指導する。 イ 警察等の外部機関と連携を図り、薬物乱用防止教育の充実に努める。
(3) 望ましい食 生活・食習 慣形成のた めの食育の 推進	① 食に関する指導の充実に努める。	ア 「食に関する年間指導計画」に基づき、栄養教諭、学校栄養職員や外部専門機関等を活用して、専門性を生かした食育の実践と衛生指導の徹底に努める。 イ 児童生徒が学校給食を楽しむとともに、望ましい食習慣を形成できるよう、給食の時間を活用して指導に努める。
	② 家庭への食育に関する	ア 授業参観や給食試食会、学校保健委員会等を

<p>啓発の推進を図る。</p>	<p>活用し、望ましい食習慣、バランスのとれた朝食の摂取について、保護者への啓発に努める。  イ 「朝食レシピ募集」や「食育だより」などの市食育推進事業等を活用し保護者への啓発に努める。</p>
<p>③ すべての児童生徒が安全・安心に食事ができるよう万全な指導体制を整える。</p>	<p>ア 各校の「食物アレルギー対応委員会」で、児童生徒一人一人について対応を検討し、全職員が児童生徒の情報を共有することで、事故防止に努める。  イ 食物アレルギーやエピペン®に関する研修等を通して、学校全体で危機管理意識を高める。  ウ 日常の衛生面・安全面の指導を徹底し、安全・安心な給食の実施に努める。</p>

4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 通常の学級 における特 別支援教育 の充実	① 指導内容や指導方法を工夫・改善し、適切な指導と必要な支援を行う。	ア 全ての児童生徒が、安心感をもって生活できる学級経営に努め、分かりやすい授業づくりに努める。 イ 発達障害のある児童生徒については、その特性を十分に理解し、通常の学級において行うべき適切な指導を行う。 ウ 通常の学級で行うべき適切な指導・支援について、研修等を通して理解を深めたり、巡回相談での助言を指導に生かしたりする。
	② 校内支援体制の機能を高める。	ア 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に全職員で支援に当たる。 イ 個別の教育支援計画に基づいた全校体制での指導を、組織として定期的に評価し、改善に努める。 ウ 保護者や関係機関との連携を図り、同一步調で支援に当たる。
(2) 特別支援学 級、通級指 導教室の指 導の充実	○ 障害の特性や状態に応じた指導内容の精選と、指導方法の工夫を図る。	ア 在籍児童生徒の発達の状態や障害の特性を十分に把握した上で、特別な教育課程を編成し実施する。 イ 見通しをもって一貫した指導を行うために、在籍児童生徒全員について、保護者と連携しながら個別の教育支援計画（個別の指導計画を含む）を作成し活用する。 ウ 交流及び共同学習では、通常の学級との連携を図り、ねらいを明確にし、計画的な実施に努める。
(3) 早期からの 一貫した就 学支援の充 実	① 保護者や地域への理解促進、啓発を図る。	ア 通常の学級における支援を含めた特別支援教育の取組について、各種たよりやホームページ、保護者会等での積極的な発信に努める。
	② 就学相談及び個別の指導計画・支援情報等引継ぎの充実を図る。	ア 校長や特別支援教育コーディネーターを中心に、組織として児童生徒の教育的ニーズや保護者の考えの把握に努め、合意形成を基本とした適正な就学支援を行う。 イ 市就学支援委員会や市学校教育サポートセンター、医療機関、市福祉部等の関係機関と積極的に連携し、専門家からの意見聴取の機会を確保する。 ウ 個別の教育支援計画（個別の指導計画を含む）を活用し、学年間はもとより、幼小、小中、中高と異校種間で、支援情報を円滑に引継ぐ。

5 一人一人を大切にす人権教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 教職員の人権教育に関わる資質・能力の向上	○ 教職員一人一人が人権意識・人権感覚の高揚を図る。	ア 人権尊重の理念（自他の大切さを認める）について理解を深め、自らの人権感覚を磨く。 イ 子どもの人格を認め、人権に配慮した児童生徒への言葉かけや対応に努める。
(2) 全教育活動を通した人権教育の推進	① 豊かな人間性を育て、自尊感情を高める指導の充実を図る。	ア 道徳教育との関連を重視し、多様な体験活動、高齢者や障害者等との交流活動など、豊かな体験の機会を充実させる。 イ 自他の良さを認め合える学級経営や、児童生徒が互いに思いやり、信頼し合える雰囲気や環境づくりに努める。
	② 人権意識を高める指導の充実を図る。	ア 各学校で「育てたい資質・能力」を明確にし、年間指導計画等で重点化を図り学校全体で推進していく。 イ 「直接的指導」についての理解を深め、人権教育との関連を明確にした授業の実践に努める。 ウ 各教科等において、様々な人権問題に関する指導（直接的指導）を年間計画に位置付け共感的理解を図る指導や、明るい展望のもてる指導に努める。
	③ 啓発活動の推進を図る。	ア 人権週間での取組や人権に関する様々な活動について、各種たよりを通じて情報提供に努める。 イ 教職員と保護者が参加できるような研修会等を行い、社会教育との連携を図った啓発活動に努める。

6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 特別活動におけるキャリア教育の充実	① 集団活動を通して、人間関係形成能力や意思決定能力の育成を図る。	ア よりよい人間関係や居がいのある学級集団づくりを目指した学級活動を意図的、計画的に実施する。 イ 各学校行事等のねらいを明確にし、児童生徒の活躍の場を十分に取り入れた、充実感・達成感のある活動になるよう工夫する。 ウ 異年齢や異校種間で連携した集団活動や交流などを通して、自尊感情を育て、よりよい人間関係や社会性の育成に努める。
	② 自分の生き方や働くことの大切さを考えさせる機会の充実を図る。	ア 各学校行事等では事前・事後の指導の充実を図り、特に事後の指導において自分の良さや可能性に気付かせ、学びの手応えを実感できるように振り返りの充実を努める。 イ 家庭や地域と連携し、ボランティア活動、職場体験活動等から、勤労の尊さを感じさせ、社会の一員としての自覚を深めさせる。 ウ 自分の生き方や勤労についての考えを一層深められるよう、道徳教育との関連を図る。
(2) 総合的な学習の時間におけるキャリア教育の充実	○ 探究的な学習過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）を重視した指導の充実を図る。	ア 育てようとする資質や能力及び態度を明らかにした全体計画、年間指導計画、単元計画の工夫・改善に努める。 イ 協同的な学習や体験活動、言語活動の充実を図るとともに、各教科等との関連を意識した学習活動の工夫に努める。
(3) 9年間を見通したキャリア教育・進路指導の充実	○ 地域の実状や児童生徒の実態を踏まえた、組織的、系統的な指導の充実を図る。	ア キャリア教育担当者や進路指導主事等のリーダーシップの下、全体計画を活用し、全校体制で取り組む。 イ 体験活動を通して、勤労観、職業観を育てるとともに、将来の生き方や自己の在り方について考えさせる。 ウ 学習内容と将来の職業や生活とを関連付け、主体的に進路の選択、決定ができるよう、児童生徒への支援や指導に努める。 エ 保護者に対して、適切な進路情報を提供し、保護者と連携したキャリア教育・進路指導の推進に努める。

7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 全教育活動を通じた児童・生徒指導の推進	① 善悪の判断力の育成を通して、規範意識や倫理観の確立を図る。	ア 小中学校9年間を意識した『生活のきまり』を活用しながら、基本的な生活習慣と規範意識を身に付ける指導に努める。 イ 善悪の判断力の育成に力を入れ、是々非々の姿勢で児童生徒の指導に努める。
	② 望ましい人間関係づくりを図る。	ア 児童生徒一人一人との関わりを大切にし、確かな信頼関係づくりに努める。 イ 児童生徒が自己有用感を高められるよう、互いに認め合い、協力し合う場を意図的、計画的に設定する。 ウ 特別支援教育の視点に立ち、児童生徒理解を深め、一人一人の特性に応じた支援に努める。
(2) 全校体制による組織的な指導	① 指導のための組織の強化を図る。	ア 校長のリーダーシップの下、迅速で緊密な報告、連絡、相談を徹底する。 イ 学級や学年での問題等の抱え込みをなくすために、児童指導主任、生徒指導主事等を中心として、情報交換や事例研究等を行い全職員の共通理解の下、組織的な指導を進める。
	② 教育相談の充実を図る。	ア 計画的な教育相談と積極的なチャンス相談を実施し、児童生徒理解に努めるとともに、いじめや不登校の予兆をとらえるよう努める。 イ 家庭訪問や面談等を必要に応じて実施し、家庭との連携を図り、児童生徒の願いや不安、悩みを共有できる協力体制を築く。
(3) 問題行動等に対する的確で迅速な対応	① いじめ、暴力行為等への組織的対応を図る。	ア 国の方針を踏まえた『学校いじめ防止基本方針』に基づき、定期的にアンケート等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。 イ 緊急かつ重大事態に対しては、『問題行動への対応ルール』等に基づき、学校内での組織的対応に加え、教育委員会へ報告するとともに関係諸機関とも連携し対応する。 ウ いじめ、暴力等を許さない強い信念をもち、児童生徒や保護者からの信頼を得られるように迅速かつ誠意ある対応に努める。
	② 不登校の予兆の発見や予防を心がけ、早期発見・早期対応を図る。	ア 各種検査・調査を活用し、悩みや不安・ストレスを抱える児童生徒の心のサインを見逃さないよう、職員間で連携して情報の共有に努める。 イ 「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、市学校教育サポートセンターやこども福祉課等関係機関と連携を深めながら、方針と役割を明確にした対応に努める。

(4) 学校・家庭 ・地域が一 体となった 指導	① 『学校いじめ防止基本 方針』について、学校・ 家庭・地域が情報を共有 し、協力体制の構築を図 る。	ア 『学校いじめ防止基本方針』に関わる取組や 日常の児童生徒の様子について各種たよりやホ ームページを活用し、積極的な情報発信に努め る。 イ 地域ボランティア等の協力を得ながら、地域 社会全体での児童生徒の見守り活動を推進する。
	② 学校間や関係機関との 連携の強化を図る。	ア 「下野市子ども未来プロジェクト」における 児童生徒の主体的な活動の拡充に努める。 イ 幼小、小中、中高の連携を図り、児童生徒の 理解と、問題行動等の未然防止に努める。 ウ 市学校教育サポートセンターとの情報交換や、 スクールカウンセラー等の有効な活用を努める。
	③ ネットトラブルの未然 防止を図る。	ア 外部講師を招聘しての講習会を開催する等、 家庭や地域とともに情報モラルを学ぶ場の設定 に努める。 イ ネット上のいじめや人間関係のトラブルを未 然に防ぐために、コンピュータや携帯電話等の 適切な利用の仕方を家庭と連携し指導する。 ウ 『ネット利用の当たり前(「4つの大丈夫?」)』 を活用し、保護者と連携して自己指導能力の育 成に努める。

## 8 家庭と地域の教育力を向上させる取組の推進

視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) ふるさと学 習の推進	① 郷土への理解を深め、 ふるさとを愛する心の育 成を図る。	ア 市文化財課や関係機関、地域の人々との連携 に努める。 イ 市の文化遺産を学ぶことや、『社会科副読本』、 『下野市ふるさとかるた』、『下野市の伝説』、『と ちぎふるさと学習資料集』等の活用を図る。 ウ 市の広報誌やホームページを活用し、市や地 域の行事、市政などに関心を高めさせる。
	② 地場産の食材、伝統的 な郷土料理や行事食を生 かした食育の推進を図 る。	ア 地場産の食材を使用した給食「しもつけいっ ぱいデー」を実施し、地域への理解を深めさせ る。 イ 食育の授業や給食だよりを通して、地域に伝 わる優れた食文化について学ぶ機会を設ける。
(2) 家庭教育の 推進	○ 学校、家庭、地域の連 携および協力体制の充実 を図る。	ア 市生涯学習文化課と連携し、地域連携教員を 中心として、地域の教育力を活用しながら、家庭 教育学級の内容や実施方法の工夫改善に努める。 イ 各中学校区において地域と関わりながら地域 のためになる交流活動の実践について情報発信 し、「下野市子ども未来プロジェクト」の推進 を図る。

9 思いやりの心を育み、潤いと安らぎのある学校を目指した小中一貫教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 9年間を見 通した教育 活動の推進	① 豊かな心を育み、人や 社会とかかわる力の育成 を図る。	ア 小中合同で行う授業や「下野市子ども未来プロジェクト」による活動等を計画的に行い、思いやりやあこがれの気持ちの育成と、コミュニケーション能力の向上に努める。 イ 一人一人の子どもの実態に応じた教育の実践を通し、中1ギャップの解消に努める。
	② 中学校区ごとに系統的 な学習指導を行う。	ア 重点教科を設定し、学習内容のつながりを明らかにした年間指導計画の再編に取り組む。 イ 各学校の学習のきまりを確認し、つながりのある指導内容を検討する。
	③ 健康・体力の維持向上 のための指導の充実を図 る。	ア 中学校区ごとに、健康・体力の維持向上に関する指導内容を共有し、指導を実践する。
(2) 家庭・地域 との連携	○ 地域とともにある学校 への理解を深め、学校・ 家庭・地域が協力し、さ らなる連携を図る。	ア 地域連携教員や小中一貫教育推進研究員等を中心として、地域の人材や団体など、地域の教育力を活かした組織的な取組が広がるよう努める。 イ 中学校区ごとの小中一貫教育への取組を、HPや学校だより等に掲載し、積極的な情報発信に努める。

10 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進		
視 点	努 力 目 標	努 力 点
(1) 情報活用能力の育成	① 児童生徒の実態に応じた情報モラル教育の推進を図る。	ア 情報教育年間指導計画に基づき情報モラルに関する指導を各教科等に位置付けて、系統的な指導に努める。 イ 情報モラルに関する指導資料等を活用し、情報通信機器の安全な利用について、保護者と連携した指導を行う。
	② 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用できる力の育成を図る。	ア、情報通信機器の操作技能について、学年に応じた系統的な指導に努める。 イ 各教科等においてインターネット、図書、新聞等の情報手段を適切に活用する能力の育成に努める。
	③ 教職員一人一人の情報活用能力と情報モラルの向上を図る。	ア 情報通信ネットワーク等の実態や影響に係る情報の入手に努める。 イ 著作権法など法令を遵守した教育活動を行う。
(2) ICTの活用	○ ICTを活用し、わかる授業の実践を図る。	ア 情報教育担当者を中心に校内研修を充実させ、全校体制でICTを活用した授業力向上に努める。 イ 授業において電子黒板及びデジタル教科書等の効果的な活用に努める。
(3) 校務の情報化推進	① 市教育情報ネットワーク(けやきネット)の活用により校務の効率化を図る。	ア 「校務支援システム」や「たすかるくん」の研修を行い、活用を推進する。 イ 保護者に対し一斉メール配信システム(「すぐメール」)の利用を促し、緊急時だけでなく、学校行事の連絡等の活用に努める。 ウ 学校ホームページを定期的に更新し、情報発信するとともに、内容の充実を図り、家庭・地域との連携に努める。
	② 個人情報の保護・管理の徹底や校内ネットワークの適切な運用を図る。	ア 市の規定及び各学校のガイドラインに基づき、情報セキュリティ及び情報管理についての認識を高め、個人情報の保護・管理を徹底する。 イ 個人情報が保存されている記憶媒体の保護・管理を徹底する。 ウ 情報の流出やウイルス感染の防止のために、コンピュータや校内ネットワークの定期的な点検・確認を実施する。

